

共済契約者の皆さまへ

公益財団法人 札幌市中小企業共済センター

特定退職金共済制度におけるマイナンバーの取扱い変更について

平素より、当センターの事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
 さて、税務関係書類へのマイナンバー記載については、「所得税法等の一部を改正する法律」に基づき対象書類の見直しが行われ、マイナンバーの記載要件が緩和されました。

これを受け、会員(従業員)の方の退職一時金ご請求時における「退職所得の受給に関する申告書」へのマイナンバーの記載は、下記のとおり不要とする取扱いに変更いたしますのでお知らせします。

記

○取扱いが変更となるマイナンバー

共済契約者さまにおいて、会員(従業員)の方のマイナンバー等の事項を記載した帳簿が管理されている場合には、退職一時金ご請求時のマイナンバーは不要といたします。

なお、解約手当金、遺族一時金および年金ご請求時には変更ありません。

年 月 日 税務署長 市町村長 殿		年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書					
退職手当の支払者の	所在地 (住所)	〒 060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目2番地の2				現住所	〒
	名称 (氏名)	公益財団法人 札幌市中小企業共済センター				氏名	
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 6 4 3 0 0 0 5 0 0 1 2 9 1				個人番号	記 載 不 要
						その年1月1日 現在の住所	

○取扱いの変更日

令和6年7月以降の退職一時金ご請求分から適用とします。

○特定退職金共済制度規程の改正

会員(従業員)の方のマイナンバーの管理を当センターより共済契約者さまに委託することを、新たに規定いたしました。

以下、特定退職金共済制度規程一部抜粋
 (個人番号の管理)

第25条 センターは、共済契約者に対し、会員の個人番号を記載した帳簿を管理する事務を委託する。

2 共済契約者は、センターから特定個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

また、センターが税務署から退職一時金支払に関する法定調書の提出を求められた場合は、共済契約者は会員の個人番号をセンターへ提供するものとする。

■■■■お問い合わせ先■■■■

さぼーとさっぽろ 共済課 011-221-3062 担当：三船・加藤